## 用紙（問題１）

**問１**

(1)について

(2)について

(3)について

(4)について

問 2

## 用紙（問題２）

〔設問１〕

〔設問２〕

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ① | | から | | まで |
| ② | | から | | まで |
| ③ | | から | | まで |

〔設問３〕

（〔設問 3〕の続き）

〔設問 4〕

| | 【申告書】 | | 【期　日】 | |
|---|---|---|---|---|
| ① | | を | | までに提出する。 |
| | | を | | までに提出する。 |
| ② | | を | | までに提出する。 |
| | | を | | までに提出する。 |
| ③ | | を | | までに提出する。 |
| | | を | | までに提出する。 |

## 用紙（問題３）

〔設問１〕

(1)　原則的な取扱い

| |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

(2)　信託利益の課税時期及び課税対象者

| | |
|---|---|
| 課 税 時 期 | |
| 課税対象者 | |

〔設問２〕

(1)　取扱い

| |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |
| |

(2)　信託利益の課税時期及び課税対象者

| | |
|---|---|
| 課 税 時 期 | |
| 課 税 対 象 者 | |

〔設問３〕

| | | | |
|---|---|---|---|
| a | | | |
| b | | | |
| c | | d | |
| e | | f | |
| g | | h | |

用紙（問題４）

## 用紙（問題５）

**⑴について**

いずれかに〇を付しなさい。

| 正しい | 正しくない |
|---|---|

根拠条文又は誤っている部分の記述

**⑵について**

いずれかに〇を付しなさい。

| 正しい | 正しくない |
|---|---|

根拠条文又は誤っている部分の記述

((2)の続き)

**(3)について**

いずれかに○を付しなさい。

| 正しい | 正しくない |
|---|---|

根拠条文又は誤っている部分の記述

**⑷について**

いずれかに○を付しなさい。

| 正しい | 正しくない |
|---|---|

根拠条文又は誤っている部分の記述

| |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

## 用紙（問題６）

〔設問１〕

〔設問２〕

(1)　Ａ社株式

（単位：円）

(2)　Ｂ社株式

（単位：円）

⑶　Ｃ証券投資信託受益権

（単位：円）

用紙（問題７）

資産

用紙（問題８）

資産

用紙（問題９）

用紙（問題10）

営業経費等

## 用紙（問題11）

Ⅰ

| 問　題 | (1) | (2) | (3) |
|---|---|---|---|
| 損金算入・<br>損金不算入 | | | |

Ⅱ

(1)について

(2)について

(3)について

## 用紙（問題12）

| 第30期に適用が想定される制度 | 第31期に適用が想定される制度 |
| --- | --- |
| | |

〔1〕 譲渡事業年度である第30期に適用が想定される規定

| 〔2〕　取得事業年度である第31期に適用が想定される規定 |
| --- |
| |

## 用紙（問題13）

〔設問１〕

(1)　適用が想定される制度

(2)　制度の内容

〔設問２〕

(1)　適用が想定される制度

(2)　制度の内容

〔設問３〕

⑴　適用が想定される制度

| |
|---|
| |

⑵　制度の内容

| |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

用紙（問題14）

令和５年９月期

令和６年９月期

## 用紙（問題15）

〔設問１〕

(1)　適用が想定される制度

(2)　制度の内容

〔設問２〕

(1)　適用が想定される制度

(2)　制度の内容

## 用紙（問題16）

〔設問１〕

〔設問２〕

〔設問３〕

## 用紙（問題17）

〔設　問〕

(1)　Ｂ社とＣ社に出資関係がない場合

①　適用が想定される規定

②　適用が想定される規定の内容

(2)　金額の算定　（単位：円）

(3)　Ｂ社がＣ社の発行済株式の100％を保有している場合

①　適用が想定される規定

②　適用が想定される規定の内容

（〔設　問〕の続き）

⑷　金額の算定　（単位：円）

## 用紙（問題18）

(1)　適用が想定される制度

(2)　制度の内容

## 用紙（問題19）

(1)　適用が想定される規定

(2)　規定の内容

用紙（問題20）

問 1

**問 2**

**問 3**

(1)　中小企業者等の判定

(2)　特別償却の適否

(3)　特定中小企業者等の判定

(4)　特別控除の適否

用紙（問題21）

用紙（問題22）

問 1

（**問 1** の続き）

**問 2**

・甲社

| | | |
|---|---|---|
| 特定同族会社に該当する | ・ | 特定同族会社に該当しない |

・乙社

| | | |
|---|---|---|
| 特定同族会社に該当する | ・ | 特定同族会社に該当しない |

・丙社

| | | |
|---|---|---|
| 特定同族会社に該当する | ・ | 特定同族会社に該当しない |

・丁社

| | | |
|---|---|---|
| 特定同族会社に該当する | ・ | 特定同族会社に該当しない |

## 用紙（問題23）

〔設問１〕

| 承認を受けるために納税者である内国法人が行うべき申請 |
| --- |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

〔設問２〕

| 税務署長が行う承認又は却下の処分 |
| --- |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| 税務署長から承認又は却下の処分がなかった場合 |
| |
| |
| |
| |

〔設問３〕

| (1)の場合による具体的な申請期限 |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日 |
| (2)の場合による具体的な申請期限 |
| 令和　　年　　月　　日 |

〔設問４〕

| 具体的な申告書 | |
| --- | --- |
| | |

## 用紙（問題24）

**問 1**

**〔設問 1〕**

| A社の資本金等の額及び利益積立金額の変動額 | | |
|---|---|---|
| | いずれかに○をしなさい。 | 金　　額 |
| 資本金等の額 | 増加　減少　増減なし | 円 |
| 利益積立金額 | 増加　減少　増減なし | 円 |

**〔設問 2〕**

**〔設問 3〕**

| B社の資本金等の額及び利益積立金額の変動額 | | |
|---|---|---|
| | いずれかに○をしなさい。 | 金　　額 |
| 資本金等の額 | 増加　減少　増減なし | 円 |
| 利益積立金額 | 増加　減少　増減なし | 円 |

**〔設問 4〕**

問 2

〔設問 1〕

| A社の資本金等の額及び利益積立金額の変動額 | | |
|---|---|---|
| | いずれかに○をしなさい。 | 金　　額 |
| 資本金等の額 | 増加　減少　増減なし | 円 |
| 利益積立金額 | 増加　減少　増減なし | 円 |

〔設問 2〕

〔設問 3〕

| B社の資本金等の額及び利益積立金額の変動額 | | |
|---|---|---|
| | いずれかに○をしなさい。 | 金　　額 |
| 資本金等の額 | 増加　減少　増減なし | 円 |
| 利益積立金額 | 増加　減少　増減なし | 円 |

〔設問 4〕

## 用紙（問題25）

〔設問１〕

| ①　資産調整勘定の金額及び当期の損金の額に算入すべき金額　（単位：円） |
| --- |
| |
| ②　翌期首資産調整勘定の金額　（単位：円） |
| |

〔設問２〕

〔設問 3〕

| ① 負債調整勘定の金額及び当期の益金の額に算入すべき金額 (単位：円) |
|---|
| |
| ② 翌期首負債調整勘定の金額 (単位：円) |
| |

〔設問 4〕

（〔**設問 4**〕の続き）

## 用紙（問題26）

問 1

（事業年度の変更に関して行う届出）

問 2

（事業年度の特例）

問 3

（令和５年10月１日から令和６年９月30日までの間に申告期限の到来する申告書）

問 4

（令和６年10月１日から令和７年９月30日までの間に申告期限の到来する申告書）

## 用紙（問題27）

問 1

問 2

## 用紙（問題28）

〔設問１〕

(1)　適用が想定される規定

(2)　規定の内容

〔設問２〕

## 用紙（問題29）

〔設問１〕

内国法人

他の内国法人

〔設問２〕

内国法人

他の内国法人

〔設問３〕

(1)　Ｂ社の取扱い

①　金銭による贈与について

Ｂ社とＣ社は法人による［　　］ため、Ｂ社が支出した金額については［　　］が損金の額に算入されないこととなる。

②　根拠規定

| |
|---|
| |
| |
| |
| |

(2)　Ｆ社の取扱い

①　金銭による贈与について

Ｆ社とＧ社は法人による［　　］ため、Ｆ社が支出した金額については［　　］が損金の額に算入されないこととなる。

②　根拠規定

| |
|---|
| |
| |
| |
| |

〔設問４〕

Ａ社の取扱い

⑴　適用が想定される規定

⑵　規定の内容

## 用紙（問題30）

**問 1**

(1)　法人の区分について

公益社団法人であるＡ法人は [　　] に該当する。

(2)　課税所得の範囲

**問 2**

**問 3**

(1)　法人の区分について

非営利型法人であるＢ法人は [　　] に該当する。

(2)　課税所得の範囲

**問 4**

(1)　法人の区分について

　Ｃ法人は一般財団法人のうち、非営利型法人に該当しない法人であるため、［　　］に該当する。

(2)　課税所得の範囲

| |
|---|
| |
| |